

議案第47号

沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

沼田市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

沼田市長 横山公一



## 沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

沼田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則中第18項を第20項とし、第15項から第17項までを2項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）

15 令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（国民健康保険法第7条に基づく資格の取得日から14日以内に国民健康保険の加入手続が行われなかつたため、令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の国民健康保険税とする。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第26条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯
  - ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
  - イ 世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。
  - ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外

の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

16 前項の場合における第26条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (適用区分)

2 この条例による改正後の沼田市国民健康保険税条例附則第15項及び第16項の規定は、令和2年2月1日から適用する。